

## 中学生向けライフプラン啓発冊子等作成業務委託 企画提案募集要項

次のとおり、公募により法人等から企画提案を募集し、その内容を審査して、最良の提案をした者を選定し、随意契約の相手方の候補者とする手続き（以下、「公募型プロポーザル方式」という。）を実施します。

令和8年5月12日

山梨県知事 長崎 幸太郎

### 1 経緯と目的

県民、関係団体、行政が一丸となり人口減少危機を突破するため、現状や将来への影響について認識を共有するとともに、県民自らが人口危機へ取り組む機運を醸成し、行動変容につなげるため、山梨県では、令和6年4月に「Yamanashi Lifestyle Design Book」を作成した。

本事業は、中学生が発達段階に応じて自身の将来について主体的に考え、進学、仕事、結婚、子育て等を含めたライフプランを具体的に描けるよう、年齢に応じた分かりやすい啓発冊子を作成し、将来の選択肢や生き方に対する理解を深め、中学生が将来に対する不安を軽減し、前向きに人生を考える力を育むことを目指す。

### 2 業務の内容

#### (1) 名称

中学生向けライフプラン啓発冊子等作成業務委託

#### (2) 委託内容

別紙「中学生向けライフプラン啓発冊子等作成業務仕様書」（以下、「仕様書」という。）による。

#### (3) 予算上限額

金2,154,900円（消費税及び地方消費税を含む）

但し、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

#### (4) 契約期間

契約締結の日から令和9年2月12日まで

### 3 企画提案に係る日程

#### (1) 募集開始

令和8年5月12日（火）

#### (2) 企画提案応募資格確認申請書等提出期限

令和8年5月27日（水）午後5時 必着

(3) 質問書提出期限	令和8年5月27日(水) 午後5時
(4) 提案参加資格確認結果の通知・質問回答	令和8年6月2日(火) 予定
(5) 企画提案書提出期限	令和8年6月11日(木) 正午 必着
(6) 書面審査(応募多数の場合)	令和8年6月16日(火)
(7) プレゼンテーション審査	令和8年6月22日(月)
(8) 審査結果通知	令和8年6月25日(木) 発送予定

#### 4 企画提案の参加資格

企画提案への参加を希望する者は、「(2) 企画提案応募資格確認申請書及び添付書類」に掲げる書類を提出し、提案参加資格の確認を受けなければならない。

##### (1) 提案参加資格

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- イ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき民事再生手続開始の申し立てがなされている者(更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと又は法人にあってはその役員が暴力団員でないこと。
- エ 公告の日以降に、「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領(平成26年12月1日)」や「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領(令和6年4月1日)」に基づく指名停止を受けている日が含まれる者でないこと。

##### (2) 企画提案応募資格確認申請書及び添付書類

次に掲げる企画提案応募資格確認申請書及び添付書類を、各1部提出すること。

- ア 企画提案応募資格確認申請書(様式1)
- イ 誓約書(様式2)
- ウ 役員名簿(様式3)

##### (3) 企画提案応募資格確認申請書の提出期限

令和8年5月27日(水) 午後5時 必着

なお、提出受付時間は、平日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

平日とは、山梨県の休日を定める条例(平成元年3月27日条例第6号)に定める県の休日を除く日とする。(以下同じ。)

##### (4) 企画提案応募資格確認申請書の提出場所

山梨県人口減少危機対策本部事務局 人口減少危機対策課 企画担当

・所在地 〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6-1 山梨県庁北別館4階

・電話番号 055-223-1845（直通）

(5) 企画提案応募資格確認申請書の提出方法

書類提出は、持参または郵送によるものとし、上記期限までに提出先に必着のこと。  
なお、郵送の場合は簡易書留により提出すること。

(6) 提案参加資格確認結果の通知

令和8年6月2日（火）を予定

※メール及び文書にて通知する。

5 企画提案に係るスケジュール

(1) 質問の受付

ア 質問方法及び送付先

本企画提案及び仕様書に対し質問がある場合には、質問書（様式4）に記載の上、電子メールにて次のアドレスに送信すること。

[山梨県人口減少危機対策本部事務局 人口減少危機対策課 企画担当]

メールアドレス jinko-taisaku@pref.yamanashi.lg.jp

イ 受付期間

令和8年5月12日（火）から令和8年5月27日（水）午後5時まで

ウ 質問に対する回答

質問に対する回答は、企画提案応募資格確認申請者すべてに対し、原則電子メールで行う。電話や口頭での質問には応じない。また、本企画提案に関係ない質問や本企画提案に公平性を保てないと判断した場合は回答しないことがある。

(2) 企画提案書類の提出

企画提案書類は1参加者につき1件のみとし、次により提出すること。

ア 提出書類及び提出部数

① 企画提案書（様式なし）・・・10部

- ・A4版両面印刷、縦型、横書き、左綴じ（A3版折込可）、24P以内
- ・日本語表記で11ポイント以上
- ・仕様書及び評価の基準をふまえて以下の事項について記載すること

項目	内容
業務推進体制	・会社規模 ・想定スケジュール ・過去の類似業務の実績とノウハウの活用方法 ・プロジェクトチームの編成、人員、協力会社等の体制

企画全体設計	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務目的と合致して企画された内容</li> <li>・中学生にとって理解しやすい冊子の表現や構成</li> <li>・学習意欲を高め、将来に対して明るい展望や希望をもてるような構成・工夫</li> <li>・学びを深める学習ツールの構成・工夫</li> <li>・学校での教材としての使いやすさに配慮した工夫</li> </ul>
事業費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業費全体の積算の内訳</li> </ul>

② 見積書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部

- ・様式は任意とし、税抜価格、消費税、積算内訳を記載すること。
- ・見積額は予算上限額の範囲内とすること。

③ 法人の概要書・・・・・・・・・・・・・・・・ 10部

- ・様式は任意とし、既存の資料やパンフレットも可とする。
- 直近2年分の決算資料（損益計算書・貸借対照表など財務状況が確認できる資料）を添付すること。

イ 提出方法

提出書類一式を持参または郵送により、提出期限までに提出先に必着のこと。

ウ 提出期限

令和8年6月11日（木）正午必着

エ 提出先

山梨県人口減少危機対策本部事務局 人口減少危機対策課 企画担当  
 ・所在地 〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6-1 山梨県庁北別館4階

(3) 企画提案のプレゼンテーション

企画提案に係るプレゼンテーションを次のとおり実施する。

ア 実施日時・集合場所

日時：令和8年6月22日（月）午後を予定

※集合場所については現在調整中のため、詳細は後日、別途連絡する。

イ プレゼンテーションの時間

1社30分（提案書説明15分、質疑応答10分、準備・入退室5分）を予定

ウ その他

- ・基本的に提出を受けた企画提案書類もとにプレゼンテーション審査を行うものとするが、事業実績等を示すため、企画提案書記載外の写真、動画を提示することは可能とする。
- ・提案説明は、企画業務の主たる担当者が行うこと。
- ・プレゼンテーションに参加しない場合は、選定から除外する。

エ 結果の通知

令和8年6月25日（木）を予定

※プレゼンテーションを行った者全員にメール及び文書にて通知する。

## 6 審査について

### (1) 選考方法

応募者多数の場合は書類審査を行い、3事業所程度を選定した後にプレゼンテーション審査を実施する。

企画書及びプレゼンテーション審査において、審査基準に基づき総合的に審査し、第1位の者を候補者とする。なお、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

### (2) 企画提案の無効

次のいずれかに該当する場合、企画提案は無効とする。

ア 本募集要項に定める手続き等に合致しない場合

イ 提案に関する談合、提出書類の虚偽記載、その他の不正行為があった場合

## 7 契約

### (1) 契約の方法

審査結果第1位の候補者と協議を行い、仕様書を定めて随意契約により契約を締結する。ただし、第1位の候補者と協議が整わない場合は、次点の者と協議する。

### (2) 契約保証金

契約を締結しようとする者は、契約の締結と同時に契約保証金を納めなければならない。ただし、山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号）第109条の2の規定に該当する者は、これを免除する。

## 8 その他

- ・企画提案に要する費用の一切は、参加者の負担とする。
- ・契約を締結するまでの間、「4 企画提案の参加資格」を満たさない事態が発生した場合は、契約を締結しないことがある。なお、手続きの停止又は契約を解除した場合でも、当該業務に要した費用については、一切補償しないものとする。
- ・提出された書類は返却しない。
- ・企画提案応募資格確認申請書を提出した後、企画提案書の提出を辞退する場合は、不参加表明書（様式5）を提出すること。当該不参加表明書は、企画提案書の提出期限までに提出するものとする。なお、企画提案書の提出の辞退は自由であり、当該辞退を理由として、今後不利益な取扱いを行うことはない。

## 9 問い合わせ先

山梨県人口減少危機対策本部事務局 人口減少危機対策課 企画担当

- ・所在地 〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6-1 山梨県庁北別館4階
- ・電話番号 055-223-1845（直通）
- ・メールアドレス [jinko-taisaku@pref.yamanashi.lg.jp](mailto:jinko-taisaku@pref.yamanashi.lg.jp)

(様式1)

## 企画提案応募資格確認申請書

令和8年 月 日

山梨県知事 長崎 幸太郎 殿

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

担当者名

電話番号

メールアドレス

次の提案に応募する資格について、確認されたく関係書類を添えて申請します。  
なお、添付書類の記載内容については、真実と相違ないことを誓約します。

- 1 提案に付する業務名 中学生向けライフプラン啓発冊子等作成業務委託
- 2 添付書類
  - (1) 誓約書(様式2)
  - (2) 役員名簿(様式3)

【様式2】

誓 約 書

令和 年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

所 在 地  
名 称  
代表者氏名  
生 年 月 日

印

私は、次の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、山梨県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
  - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
  - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
  - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記（1）から（5）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者
- 2 1の（2）から（6）に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人ではありません。

【様式3】

役員名簿

令和 年 月 日現在の役員

役職	氏名	氏名のふりがな	性別	生年月日（昭和S、平成H）

- 1 本様式を山梨県が山梨県警察本部に照会することについて異議ありません。
- 2 虚偽の記載等を行った場合には、参加資格の取消並びに契約の解約等がなされても異存ありません。

令和 年 月 日

住所

氏名（会社の名称及び代表者名）

印

※ この名簿には、登記簿謄本の「役員に関する事項」に記載されている役員（監査役を除く）を記入してください。

(様式4)

令和8年 月 日

\*山梨県人口減少危機対策本部事務局・人口減少危機対策課 企画担当宛  
に令和8年5月27日(水)午後5時までに、電子メールで送信すること。

[電子メールアドレス] jinko-taisaku@pref.yamanashi.lg.jp

中学生向けライフプラン啓発冊子等作成業務委託企画提案  
質問書

社 名

担当者名

T e l .

メールアドレス

質問の内容

※ 簡潔・明瞭に記載してください。

(様式5)

企 画 提 案 辞 退 届

令和8年5月12日付けで公告された「中学生向けライフプラン啓発冊子等作成業務委託」について、応募を辞退します。

令和 年 月 日

山梨県知事 長崎 幸太郎 殿

(提 出 者)

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

印

担 当 者	役職・氏名	
	部 署	
	連 絡 先	TEL : FAX : E-mail: